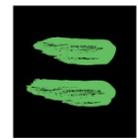


WADA code (2009年版) の改訂点について

(財)日本アンチ・ドーピング機構
事務局長 浅川 伸

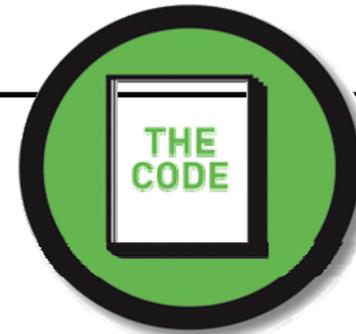


THE WORLD ANTI-DOPING CODE

(世界ドーピング防止規程)

World Anti-Doping Program

Level 1: WADA code

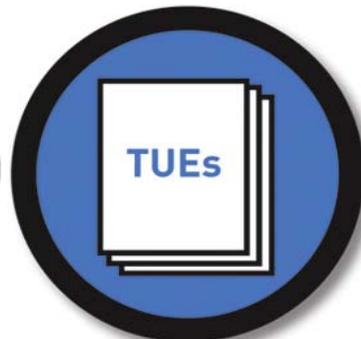


Level 2: 国際基準

WADA code



禁止表



治療目的使用適用
除外措置



ドーピング検査



個人情報保護



分析機関

Level 3:

ガイドライン・モデルルール



ガイドライン



モデルルール

2007年マドリード世界会議

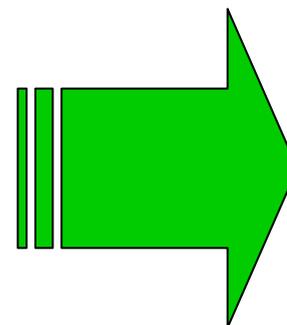


World Conference on Doping in Sport

15 - 17 Nov 2007 • Madrid, España

- 152カ国の政府
- 83NOC
- 71NADO
- 33各IF会長
- 28名のスポーツ大臣
- 約1,500名が参加

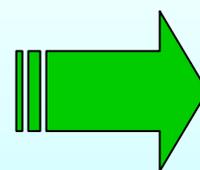
•WADA code: 改訂版の承認



2009年

1月1日発効

- ・TUE : 08年9月常任理事会承認
- ・検査 : 08年5月常任理事会承認
- ・禁止表 : 毎年の更新



2009年 1
月1日発効

WADA code 2009 における改訂 (新設)

4.2 禁止表において特定される 禁止物質及び禁止方法

- 4.2.2 個人に対する制裁措置の適用にあたり、禁止表に明示されているように、全ての禁止物質は、蛋白同化薬 (S. 1)、ホルモンと関連物質 (S. 2)、ホルモン拮抗薬と調節薬 (S. 4. 4)、非特定興奮薬 (S. 6. a)、全ての禁止方法 (M1, M2, M3) を除き、「特定物質」とされる。

第5条 検査

《現状の規定》

5.1 検査対象の選定・立案

- 5.1.1 ICT/00CTの実効的回数を立案・実施する。
 - ・ IF：国際レベル競技者を対象にリストを定める
 - ・ NADO：自国競技者を対象に国内リストを定める。

- 5.1.2 事前通知無しの競技会外検査を重視する。

- 5.1.3 特定対象への検査を実施する。

WADA code 2009 における改訂

5.1 検査対象の選定・立案

- 5.1.1 ICT/00CTの実効的回数を立案・実施する。
 - ・ IF：国際レベル競技者を対象にリストを定める
 - ・ NADO：**自国に居合わせた者**、自国競技者を対象に国内リストを定める。

- 5.1.2 **例外的な状況下にある場合を除き、競技会外検査は無通告とする。**

- 5.1.3 特定対象への検査を**優先して実施する。**

WADA code 2009 における改訂 (新設)

- ・ 第6条 検体の分析
 - 6.5 検体は、検体を採取したドーピング防止機関又は、WADAによりいつでも再検査されることがある。

※ドーピング防止機関は、従前から再検査を行う権限を有していたが、今回明確に条項化された。

第10条

個人に対する制裁措置

《現状の規定》

- 10.3.3 居場所情報を提供しないこと又は検査を受けないことに関する違反
 - ・ 3ヶ月～2年間の資格停止とする。

- 10.3 特定物質による違反
 - ・ 1回目：警告のみ～1年間の資格停止とする。
 - ・ 2回目：2年間の資格停止とする。
 - ・ 3回目：一生涯の資格停止とする。

WADA code 2009 における改訂

- 10.3.3 居場所情報を提供しないこと又は検査を受けないことに関する違反
 - ・ 1年間～2年間の資格停止とする。

- 10.4 特定物質による違反
 - ・ 1回目：警告のみ～2年間の資格停止とする。
 - 競技力向上を目的としていなかったことが証明できた場合に限り、制裁期間が軽減される。
 - 証明がなされなかった（または、不十分）場合には、通常通りの「2年間の資格停止」となり、10.6項に基づき、加重事情がある場合には4年間の資格停止となる場合もある。

WADA code 2009 における改訂 (新設)

- 10.5.3 ドーピング防止規則違反を発見又は証明する際の実質的な支援
 - ・ 競技者が実質的な支援を提供し、その結果、他の人によるドーピング防止規則違反を発見若しくは証明するに至った場合には、その事件において課される資格停止期間の一部を短縮することができる。
 - ・ 当該証明がなければ適用された資格停止期間の3/4を超えて短縮されない。
 - ・ 当該証明がなければ適用された資格停止期間が永久である場合には、8年を下回らない。

WADA code 2009 における改訂 (新設)

- 10.6 資格停止期間を延長させる加重事情

- ・ 通常の制裁措置に比べて重い資格停止期間の賦課を正当化する加重事情があった場合、競技者/競技者支援要員が、“自己がドーピング防止規則違反を違反と知りながら犯したものではないことを証明しない限り”、4年間を上限として延長される。

《code解説における例示》

- ・ 計画的なドーピング防止規則違反
- ・ 複数の禁止物質又は禁止方法を使用/保持
- ・ 複数の機会に、禁止物質又は禁止方法を使用/保持
- ・ 検出又は裁定を避けるための詐害行為や妨害行為

WADA code 2009 における改訂 (新設)

- 10.7 複数の違反

- ・ 2回目のドーピング防止規則違反において、資格停止期間は、下記の表の範囲内とする。

(期間:年)

2回目 1回目	RS	FFMT	NSF	St	AS	TRA
RS	1-4	2-4	2-4	4-6	8-10	10-生涯
FFMT	1-4	4-8	4-8	6-8	10-生涯	生涯
NSF	1-4	4-8	4-8	6-8	10-生涯	生涯
St	2-4	6-8	6-8	8-生涯	生涯	生涯
AS	4-5	10-生涯	10-生涯	生涯	生涯	生涯
TRA	8-生涯	生涯	生涯	生涯	生涯	生涯

- ◆ RS: Reduced Sanction-Specified Substance
- ◆ FFMT: Filing Failures/ Missed Tests
- ◆ NSF: Reduced Sanction-No Significant Fault
- ◆ St: Standard Sanction
- ◆ AS: Aggravated Sanction
- ◆ TRA: Trafficking etc.

WADA code 2009 における改訂(一部追記)

- 10.10.1 資格停止期間中の参加の禁止
 - ・ 資格停止期間中、署名当事者、署名当事者の加盟団体、署名当事者の加盟機関のクラブ若しくは他の加盟機関が認定し、主催する競技会若しくは活動（**自己の所属する国内競技連盟又は国内競技連盟に所属するクラブが開催するトレーニングキャンプ、エキシビション又は練習を含むが、これに限らない。**）又は、プロリーグ若しくは国内水準の競技大会機関が認定し、主催する競技会には、いかなる資格においても参加できない。

WADA code 2009 における改訂 (新設)

- IOCの役割及び責務

- ・ 20.1.8 オリンピックゲーム開催地の招致活動を、政府がユネスコ条約を批准し、かつ、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、及び国内ドーピング防止機関がWADA codeを遵守している国からのみ受け入れることとする。

- 国際競技連盟の役割及び責務

- ・ 20.3.10 2010年1月1日以降、政府がユネスコ条約を批准し、かつ、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、及び国内ドーピング防止機関がWADA codeを遵守している国以外には、世界選手権の開催が認められないように可能な手段を尽くすこと。

International Standard for Testing (IST) の改訂点

(財)日本アンチ・ドーピング機構
事務局長 浅川 伸

IST 2009 における改訂

第3条 用語、定義及び解釈

- 分析のための適切な比重

(Suitable Specific Gravity for Analysis) :

屈折計を用いて計測した場合には1.005若しくはそれ以上、又は、尿スティックを用いて計測した場合には1.010若しくはそれ以上の比重値をいう。

- 分析のための適切な尿量

(Suitable Volume of Urine for Analysis) :

全部又は一部の項目の分析のために最低90mL。

第4条 立案 (Planning)

・ 4.3.1項 検査配分計画

- その権限下におけるスポーツ／種目ごとに相対的なドーピングリスク評価、国内事情、政策上の優先事項等を考慮に入れることが出来る。

《4.3.1項解説》

以下のような事項を実施可能。

- オリンピック種目を優先すること
- 特定の種目のみに検査を割り当てること
- **特定の種目の選手のみを“国内検査対象者登録リスト”の対象とすること**

第4条 立案 (Planning)

・ 4.3.10項

例外的、かつ、正当と認められる状況を除いて、すべての検査は、事前通告無し (No Advance Notice) とする。

a) 競技会検査

順位に基づく抽出であることは事前開示可。しかし、無作為抽出の対象は、事前に通知することは不可。

b) 競技会外検査

全ての競技会外検査は、例外的、かつ、正当と認められる状況を除いて事前通告無しとする。(携帯電話への連絡禁止)

第11条 競技者の居場所に関する要請

【定義条項】

- **居場所情報義務違反 (Whereabouts Failure) :**
『居場所情報未提出』又は『検査未了』をいう。
- **居場所情報未提出 (Filing Failure) :**
競技者（又は競技者が提出作業を委任した第三者）による、正確かつ完全な居場所情報提出を行う義務の不履行をいう。
- **検査未了 (Missed Test) :**
問題となる日について、居場所情報提出において指定された60分の時間割の中で特定された場所及び時間における検査に応じるべき義務を負う競技者による、検査の不对応をいう。

IST 2009 における改訂 (新設)

第11条 競技者の居場所に関する要請

・ 11.1.4項

- 検査対象者登録リスト (RTP) 上の競技者は、**60分/日の確実に検査に対応できる時間帯と場所を提示する。**
- 提示された60分以外の時間帯でも検査は実施される。
- 提示された**60分間で指定された場所に不在であれば、検査未了 (missed test) となる。**

・ 11.1.5項

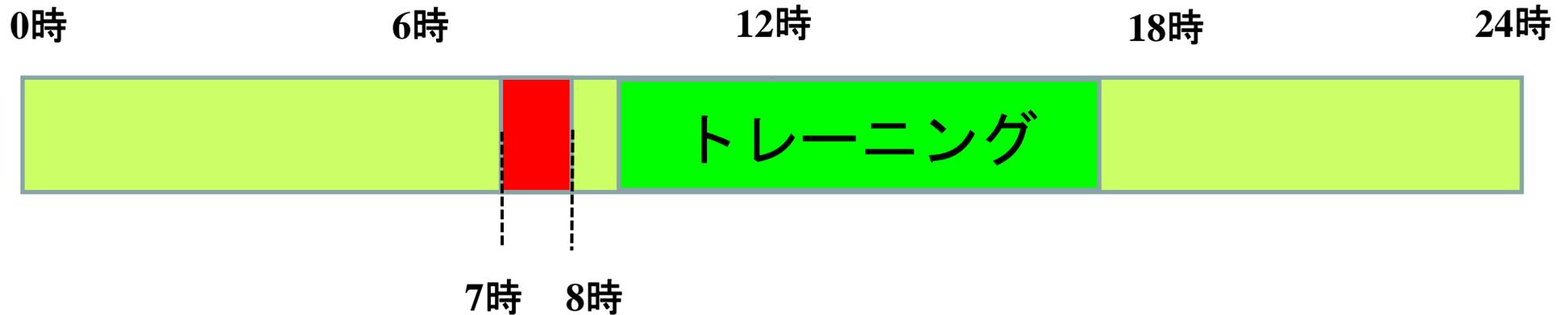
- 当該**検査未了 (missed test)**は、他のドーピング防止機関 (IF等) との間で**共有し、承認**される。

・ 11.1.6項

- **任意の18ヶ月間において、合計で3回の『居場所情報提供義務違反』**(居場所情報未提出 及び/又は 検査未了)を犯した場合は、**ドーピング防止規則違反を犯したとみなされる。**

確実に検査に対応できる「60分／日」の時間帯の提示

①トレーニング前の自宅にいる時間帯を指定



②仕事が終わった後のトレーニング時間帯を指定



IST 2009 における改訂 (新設)

第11条 競技者の居場所に関する要請

《11.3.1項 解説》

- 競技者が IF 及び国内ドーピング防止機関 (NADO) の検査対象者登録リスト (RTP) の双方に含まれる場合、IF 及び NADO は、いずれかが当該競技者の居場所情報提出を受領し、しかるべき助言を行うかという点について合意を試みるべき。
- 合意が存在しない場合には、IF 又は NADO のいずれかが主管すべきかという点について、WADA が決定する。
- 競技者は、居場所情報を責任を有するドーピング防止機関 (IF 又は NADO) に対してのみ提出すべきであり、その情報は適切なドーピング防止機関の間で共有される。

IST 2009 における改訂 (新設)

第11条 競技者の居場所に関する要請

11.3.3項

- 居場所情報を提出するにあたり、検査対象競技者の居場所を特定することを可能にするために、必要とされる全ての情報を競技者が**正確かつ十分詳細に提供することは、競技者の責務である。**

《11.3.3項解説》

- ADAMSを利用可能とする。(又は、他の手段を提供)
- 次期四半期の居場所を正確に把握出来ない場合、**見込まれる所在に基づき、最善の情報を提供しなければならず、必要に応じて当該情報を更新しなければならない。**
- DCOが競技者を見つけることを可能にするだけの詳細な情報を提供しなければならない。
- **“広範囲な地域を指定”するだけの情報提供では不十分であり、居場所情報義務違反の結果を招来するおそれがある。**

IST 2009 における改訂 (新設)

第11条 競技者の居場所に関する要請

- ・ 11.5項 チームスポーツ
 - チームスポーツの国際競技連盟(IF)は、検査対象者登録リスト(RTP)上の競技者が、当該期間における団体に所属する競技者の一部又は全部からなるリストを、**チームを単位とした自らのRTPとして策定することができる。**
 - RTPにチームスポーツを含めているNADOも同様の手法を採用することができる。

《11.5項解説》

- チームに所属する競技者に関する居場所情報は、**競技者がチームと行動を共にしない期間についての個人の情報提出が付された**チームの全体的活動に関する情報と共に、チーム単位で提出することが認められる。

IST 2009 における改訂 (新設)

ANNEX C 未成年である競技者に対する変更

- ・ C. 4. 4 未成年者への同伴者は、全ての工程に同伴することができる。
 - 競技者が希望した場合；
 - ・ 採尿過程において採尿立会いDCOを監視させる。
 - ・ 採尿を直接監視することも可能。
 - 競技者が、同伴者を不要だと主張した場合でも；
 - ・ DCOとして第三者(DCO)の同伴の必要性を検討する。

- ・ C. 4. 6 未成年者が検体採取セッションに同席する同伴者を置くことを断った場合、当該事実はDCOにより明確に文書により記録されるべきである。
未成年者が同伴者の同席を断った場合、DCO／シャペロの同伴者が同席しなければならない。

- ・ C. 4. 7 未成年に対するOOCTは、成人者がいる可能性の高い場所で実施すること。